

おうみ若者 マイスター

認定事業

滋賀県では、次のような方々を
「おうみ若者マイスター」に認定します!

滋賀県内に居住または勤務している35歳未満の技能者で
技能検定1級もしくは単一等級に合格した方、またはこれと同等以上
の能力のある方の中から

特に優れた技能を有すると認められる方

- ★技能五輪全国大会または技能グランプリに出場経験がある方
- ★全国レベル以上の各種競技大会等において上位入賞経験がある方
- ★県レベル以上の各種競技大会等において優勝経験がある方
- ★3つ以上の職種において技能検定特級、1級または単一等級に合格している方
- ★上記と同等以上の技能を有することが客観的に認められる方

「マイスター」とは…

- マイスター (Meister) 制度は、ドイツの産業発展に大きな役割を果たしてきた資格制度です。
- 近年、日本ではドイツのマイスター制度にならい、各都道府県等で職人に対してマイスターの称号を授与しています。

確かな腕を社会へ

おうみ若者マイスター認定事業について

- ◆若い方の技能離れや熟練技能の次世代への継承が、滋賀県においても大きな課題となっており、ものづくり人材の育成を早急に進める必要があります。
- ◆県内産業に従事する現役の技能者で技能や産業社会への貢献度などが特に優れた方を、滋賀県優秀技能者「おうみの名工」として表彰していますが、受賞者は長年熟練技能を磨いてきた中高年齢以上の方が中心であり、若年技能者にとってはハードルが高く、現実的な目標になりにくいという側面があります。
- ◆そこで、滋賀県では、将来の「おうみの名工」を目指す優秀な若年技能者の方を「おうみ若者マイスター」として認定しています。**認定を受けた方には、更なる技能向上のために努力していただくとともに、県主催のイベント等など技能振興活動にご協力いただきます。**県民の皆様の中に社会として継承されるべき技能への関心が高まることを願って、平成19年度からこの認定事業を始め、70名の方を「おうみ若者マイスター」に認定しています。
- ◆令和3年度の「おうみ若者マイスター」候補者の推薦受付を開始しますので、多くの優秀な若年技能者のご推薦をお待ちしています。

おうみ若者マイスター 認定までの流れ

1 候補者の推薦

雇用主（企業・事業所）、市町長および関係団体等の長から、候補者を推薦していただきます。

2 認定懇話会

候補者の技能水準がおうみ若者マイスターの認定にふさわしいか、「おうみ若者マイスター認定に係る懇話会」で外部有識者の意見を聴きます。

3 認定

滋賀県知事が認定して、おうみ若者マイスター認定式で「認定証」を交付します。

おうみ若者マイスター認定の主な基準

① 年齢・経験	35歳未満（令和3年4月1日現在）で、対象職種に従事していること
② 技能水準	対象職種の技能検定1級以上もしくは単一等級に合格 またはこれと同等以上の能力を有すること
③ 特に優れた技能を有すること (右記のいずれかに該当すること)	<ul style="list-style-type: none"> a 技能五輪全国大会・技能グランプリに出場経験があること b 全国レベル以上の各種競技大会等において上位入賞経験があること c 県レベル以上の各種競技大会等において優勝した経験があること d 3つ以上の職種において技能検定特級、1級または単一等級に合格していること e a～dと同等の技能を有することが客観的に認められること

(注) ①の対象職種については、県のホームページに記載の実施要綱および別表をご覧ください。

①および②は必須要件です。

③はa～eのうち、いずれかに該当する必要があります。

おうみ若者マイスターに認定されると…

◎ 認定式に出席いただき、知事の認定証を交付します。

◎ 活動や技能について冊子で紹介させていただきます。

◎ 技能振興活動などへの参加をお願いすることがあります。



認定証
(特注ガラスプレート製)



令和2年度の認定式

優れた技を未来へ

候補者推薦の手続き

- ① おうみ若者マイスター認定事業の実施要綱・実施要領をご覧ください。
(県のホームページからダウンロードできます。)
- ② おうみ若者マイスターの候補者として推薦するのにふさわしい従業員の方がおられましたら、「推薦書・推薦調書」をご作成いただき、滋賀県労働雇用政策課までご提出ください。
- ③ 令和3年度おうみ若者マイスター認定にかかる「推薦書・推薦調書」の提出期限は **令和3年7月30日(金曜日 消印有効)** です。
- ④ 審査の結果は、推薦者および認定を受けられる方に書面でお知らせします。

おうみ若者マイスター認定事業について

詳しくはこちらのQRコードからホームページをご覧ください! ➡



滋賀県労働雇用政策課 能力開発・人材育成係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話：077-528-3755

FAX：077-528-4873

e-mail：fe0003@pref.shiga.lg.jp